

お客さまへ



「未利用口座管理手数料」の新設および一定金額未満の 口座解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱のご案内

平素は当金庫をお引き立て賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止することを目的に、2021年6月1日以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

本手数料は、2021年6月1日以降に開設され、未利用の状態になった預金口座に対する管理手数料をご負担いただくものであり、2021年5月31日以前に開設された口座や常にお預入れまたは払戻しや口座振替等でご利用いただいている口座は対象とはなりません。

また、残高が一定残高未満の口座について、一定の条件を満たす場合は届出印の押印が無くても解約手続きを可能とする取扱を開始いたします。この取扱は、2021年5月31日以前に開設された口座も対象となります。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料について

対象となる口座	令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座、総合口座、無利息型普通預金口座、通帳レス口座が対象となります。
未利用となる口座	<p>最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない預金口座</p> <p>(当該口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます)</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <p>(1) 当該口座の残高が1万円以上ある場合。</p> <p>(2) 同一支店で、他の預り金融資産(定期性預金、保険、国債等)がある場合。</p> <p>(3) 同一支店で、お借入がある場合。</p> <p>なお、お借入残高にかかわらず、カードローン契約がある場合も対象外となります。</p> <p>※紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。</p>
手数料金額	年間1,320円(消費税込)

未利用口座に対する取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座となった場合、事前に文書にてお客さまのお届け住所にご案内いたします。 ・事前通知後、一定期間（約3ヶ月）を経過してもご利用もしくはご解約がない場合、当該口座から本手数料を引き落としさせていただきます。 ・残高不足により、本手数料の引落としができなかった場合、残高全額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および自動的に解約となった口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。
-------------	--


2. 一定残高未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱いについて

お取扱開始日	令和3年6月1日より
対象となる口座	<p>個人のお客さま、個人事業主のお客さま</p> <p>※預金者ご本人さまがお手続きされる場合に限りです。</p> <p>※未成年者（18歳未満）名義の預金口座は、親権者さまの同伴を必須とします。</p>
対象となる口座	<p>残高1万円未満の普通預金および貯蓄預金口座</p> <p>令和3年5月31日以前に開設された口座も対象となります。</p>
ご提示いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・お通帳（発行されている場合） ・キャッシュカード（発行されている場合） ・運転免許証等の顔写真付き公的本人確認書類 <p>※未成年者（18歳未満）名義の預金口座は、親権者さまからの顔写真付き公的本人確認書類、および預金者さまの健康保険証等の公的本人確認書類をご提示いただきます。</p>
受付方法	口座を開設された店舗の店頭窓口

【お客さまへお願い】

※今後ご利用予定のない口座につきましては、不正利用防止のためご解約をお勧めします。

本件に関するお問い合わせ等につきましては、当金庫各店までご連絡ください。

→ [未利用口座管理手数料新設のご案内](#) 

→ [残高1万円未満の解約手続き印鑑不要化のご案内](#) 